

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	日本芸術文化振興会	政府出資額	403,976,536,080円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人日本芸術文化振興会	政府出資額	246,819,120,854円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	157,157,415,226円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）</p> <p>附則 （日本芸術文化振興会の解散等）</p> <p>第二条 日本芸術文化振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて、次項の規定により国が承継する資産を除き、振興会が承継する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額（次に掲げる金額の合計額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に出資されたものとする。</p> <p>一 次条の規定による廃止前の日本芸術文化振興会法（昭和四十一年法律第八十八号。以下「旧振興会法」という。）第二十五条の二の規定により設けられている旧振興会法第十九条第一項第二号から第五号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の規定による業務に係る勘定並びにその他の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額のうち、それぞれ文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額</p> <p>二 略</p> <p>7 前項の資産の価額は、振興会成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>8～12 略</p>		
政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地等の保有資産の時価評価による減（約 2,033億円） ・ 利益剰余金及び資本剰余金を資本金に繰入れたことによる増（約408億円） ・ 資産見返負債等を資本金に繰入れたことによる増（約53億円） 		
備考			